

ICT活用工事 (ICT地盤改良工) 試行要領 新旧対照表

要領	条文	旧	新
ICT活用工事 (ICT地盤改良工) 試行要領	ICT活用工事 第2条	<p>起工測量において、次の1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ただし、地盤改良の前施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データを活用することができる。</p> <p>1) 空中写真測量 (無人航空機) による起工測量 2) レーザースキャナーによる起工測量 3) その他の3次元計測技術による起工測量</p>	<p>① 3次元起工測量 起工測量において、次の1)～8)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ただし、地盤改良の前施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データを活用することができる。</p> <p>1) 空中写真測量 (無人航空機) による起工測量 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) TS (ノンプリズム方式) を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術による起工測量</p>
	ICT活用工事 第2条	<p>② 3次元設計データ作成 設計図書や①で得られた測量データを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。</p>	<p>② 3次元設計データ作成 設計図書や①で得られた測量データを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。 なお、ICT地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領 (表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (固結工 (スラリー攪拌工) 編)」で定義する地盤改良設計データのことを言う。</p>
	ICT活用工事 第2条	<p>③ ICT建設機械による施工 ②で得られた設計データを用いて、次の1) 2) に示す技術 (ICT建設機械) により施工を実施する。</p> <p>1) 3次元マシンガイダンスバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機 2) 3次元マシンガイダンスまたは3次元マシンコントロールバックホウ</p>	<p>③ ICT建設機械による施工 ②で得られた設計データを用いて、次の1) 2) に示す技術 (ICT建設機械) により施工を実施する。</p> <p>1) 3次元マシンガイダンスバックホウ機能をベースマシンに持つ地盤改良機 2) 3次元マシンガイダンスまたは3次元マシンコントロール 建設機械</p>
ICT活用工事 第3条	対象工事 第3条	<p>(1) 河川土工、海岸土工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工 (中層混合処理)</p> <p>(2) 道路土工 ・路床安定処理工 ・固結工 (中層混合処理)</p>	<p>(1) 河川土工、海岸土工 ・路床安定処理工 ・表層安定処理工 ・固結工 (中層混合処理) ・ 固結工 (スラリー攪拌工)</p> <p>(2) 道路土工 ・路床安定処理工 ・固結工 (中層混合処理) ・ 固結工 (スラリー攪拌工)</p>